

第4 唯一の戦争被爆国の最高裁判所にふさわしい判断を

第2 事件復代理人弁護士 藤原精吾

1 本件は最高裁判所が被爆者にどう向き合うのかが問われている事件です。

裁判所は「国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にある」と「最高裁判所 裁判官会議 談話」で述べられました。被爆者の人権を擁護するために、裁判所がいかなる立場を取るかが問われています。

2 私の述べたいことは、次の3点です。

(1) 被爆者援護法上の「医療」をどのように解するかは、判断者がどのような立場に立つのかにより違ってくるといことです。

(2) そして被爆者援護の法制について、これまで立法、行政はどのような態度を取ってきたのか、これに対して司法がどのように被爆者の人権を守ってきたのか、歴史的に振り返ってみるといことです。

(3) 3 つめに、今回出される判決は、国際社会に対し、被爆者と核兵器に対する日本の、国としての方向性を世界に示す意味があるといことです。

「要医療性」の法解釈については、すでに相代理人が述べたので、これに譲ります。私は(2)と(3)の点について述べたいと思います。

3 被爆者と裁判所

(1) 被爆の時から12年間、国は被爆者に何の対策もしてきませんでした。昭和32年、「原爆医療法」が制定されるためには、ビキニ水爆実験で大量の被爆者が発生し、これに抗議する被爆者と市民の運動が必要でした。

下田原爆訴訟で東京地裁判決は「戦争被害につき、立法が必要であり、原爆医療法程度のもものでは、とうてい原子爆弾被害者に対する救済、救援にならず」、「本訴訟を見るにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」と述べました。その結果、衆議院本会議で「原爆被爆者援護強化に関する決議」がなされ、被爆者特別措置法の制定に至りました。

(2) しかし厚生大臣は、在外被爆者に対しては「被爆者健康手帳」の交付をしませんでした。広島で被爆した孫振斗氏の事件で、裁判所は「被爆者はどこにいて

も被爆者」として交付拒否は違法であると明言しました。この孫振斗事件の上告審で、最高裁判所は「原爆医療法は、実質的に国家補償的配慮を制度の根底に有し、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法である」と述べたのでした。

(3) その結果厚生省は、在外被爆者にも被爆者健康手帳を交付することとしました。しかし、日本を出れば、健康管理手当等の受給権は失権するという姑息な行政を始めました。これに対して「郭貴勲事件」が提起され、裁判所は、被爆者は本国に帰ろうとその地位を失わない、として効力停止の違憲・違法性を指摘し、国家賠償を命じました。

(4) 原爆症の認定についても、行政は、放射線起因性を、極めて狭く解し、病名と直爆距離で認定対象者を限定し、残留放射線、内部被曝を無視するという行政を続けてきました。

対して、松谷訴訟最高裁判所判決は、相当因果関係を直接的に証明することが困難な事案についても、被爆とその後の健康状態を総合判断して、放射線起因性を認定できるとしました。にも拘わらず、厚生労働大臣はこの司法判断基準に従うどころか、逆に認定の門を狭める原爆症認定基準を作りました。その違法行政に立ち向かったのが原爆症認定集団訴訟です。

全国 16 地裁、被爆者 306 名による「原爆症認定集団訴訟」では、松谷最高裁判決に基づき、放射線起因性は「総合判断」により判断すべきだという大きな流れを作りました。集団訴訟では厚生労働大臣の却下処分の 91.1 パーセントが取り消されました。司法が行政の認定基準そのものに大きな誤りがあることを明らかにしたのです。これが政権を動かし、ついに 2009 年 8 月 6 日、内閣総理大臣は被団協との間で「原爆症認定訴訟に関する 8.6 合意」を結びました。そして内閣官房長官は、「19 度にわたって、国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことについて、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の方々の筆舌に尽くしがたい苦しみや、心情に思いを致し、これを陳謝いたします。」との談話を発表したのです。

(5) 「8.6 合意」では、「今後、訴訟の場で争う必要のないよう、定期協議の場

を通じて解決を図る。」との約束をしました。しかし、その後福島原発事故が発生し、その放射線被害の認定をにらんで、巻き返しを図っています。今度は「要医療性」で入り口を狭めようというのです。国は「8. 6合意」に反し、被爆者を訴訟に追い込んでいます。内閣総理大臣が被爆者と合意したことの法的責任はどうなるのでしょうか。

(6) 被爆者の最後の抛り所が裁判所です。

4 最後に、本件の持つ意味です。

(1) 75年前、この世界の片隅で平穏な暮らしをしていた人びとが、一瞬にして、いのちと健康を奪われたのです。生きのびた人びとも「被爆者としての人生」を歩まされたのです。その意味をわかって下さい。高齢となり、病に冒された被爆者が原爆症認定を求めるのは、お金ではありません。原爆症認定は、被爆者が背負ってきた病気と差別、健康不安に国が向き合い、被爆による被害を国が、法的・社会的に認めることなのです。

(2) 核兵器廃絶は人類の課題です。核兵器禁止条約の加入を拒否する日本政府の態度に世界各国から疑問符が出ています。核兵器廃絶の原点は被爆者が体験した、被爆の実相です。被爆者の訴えに耳を傾けることが必要です。

被爆者に対して日本の最高裁判所が如何なる態度を示すか、全世界が注目しています。裁判所が政府の誤った被爆者行政を正してきた歴史を今一度想起し、判決で日本の行くべき道を示されることを求めます。

以上